

令和6年度

芸西幼稚園 利用申込案内



申込の際には申込書類一式のほか、下記のことを必ずご持参ください。

- 個人番号カードまたは、個人番号通知カード
- 書類を提出される方の身分証明書（運転免許証等）



お問合せ先：芸西村教育委員会
Tel：0887-33-2400（担当：近藤 亜湖）

目次

1.	教育・保育給付認定について	．．．．．	P 1
2.	幼稚園を利用する(1号認定を受ける)には		
3.	特別保育(新2号認定を受ける)を利用するには		
4.	対象児	．．．．．	P 2
5.	幼稚園の利用申請に必要な書類	．．．．．	P 3
6.	申込受付について		
7.	利用の決定について	．．．．．	P 4
8.	授業料・特別保育料について		
9.	その他	．．．．．	P 5
10.	芸西幼稚園の概要	．．．．．	P 6

添付書類：①給付認定申請書兼施設利用申込書

②就労証明書

③幼稚園での食物アレルギー疾患対応についての調査のお願い

1. 教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、保育所や幼稚園（特定教育・保育施設）を利用するためには、村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

給付認定には3つの区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、利用料等が異なります。

年齢	対象となる子ども	認定区分		利用できる施設
3～5歳	保育の必要性がなく、教育を希望する子ども	1号認定 (教育認定)	教育標準時間 (4～5時間) ※1	幼稚園 認定こども園
3～5歳	保護者の就労等により、保育を必要とする子ども	2号認定 新2号認定 (保育認定)	保育標準時間 (最長11時間)	保育所 認定こども園 幼稚園(特別保育)
			保育短時間 (最長8時間)	
0～2歳		3号認定 (保育認定)	保育標準時間 (最長11時間)	保育所 認定こども園
			保育短時間 (最長8時間)	

※1 芸西幼稚園では、降園後保育の必要な方に特別保育(延長保育)を実施しています。

2. 幼稚園を利用する(1号認定を受ける)には

幼稚園を利用(保育の必要性がなく、午前8時30分から午後2時までの利用)するには、利用申請に必要な書類を教育委員会にご提出ください。

3. 特別保育(新2号認定を受ける)を利用するには

幼稚園の特別保育(早朝、降園後、春・夏・冬休みおよび土曜日の保育)を利用するには、保護者(両親または児童の面倒を見ている方)が次の「保育の利用を必要とする事由」のいずれかに該当する必要があります。

特別保育を利用する際に、施設等利用給付認定を受けると無償化の対象になります。

満1歳以上児の育児や家事及び集団教育目的は利用する理由になりませんのでご注意ください。

保育の必要な事由	認定の基準	保育の必要量	利用できる期間
就労	フルタイムのほか、パート、夜間、居宅内労働など月48時間以上の就労 ※家事・手伝い・ボランティアは該当しません。	月120時間以上の就労 標準時間 月48時間～120時間未満の就労：短時間	小学校就学前まで

妊娠・出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないためその児童の保育ができない場合	標準時間	出産予定日の8週間前の前日から、出産後8週間目が属する月末まで
保護者の疾病・障害	保護者が病気であったり、心身に障害があったりすることで、その児童の保育ができない場合	標準時間	療養が必要な期間
同居または長期入院等している親族の介護・看護	その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人があるため、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合	標準時間	介護、看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災や風水害、地震などの不幸があり、居宅を失ったり、破損したりする等、その復旧の間、児童の保育ができない場合	標準時間	必要な期間
求職活動	児童の保護者が求職中の為、その児童の保育ができない場合 就労時間に準じ月48時間以上の活動があること (定期的に活動調書を取り保育の必要性の確認を行います)	短時間	効力発生日等から90日が経過する日の属する月の末日まで
就学	児童の保護者が就学の為、その児童の保育ができない場合 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	就学状況に応じて認定	卒業又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業	既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	短時間	育児休業が終了する月の末日まで
育児 ※保護者のどちらかが育児を理由に入所はできません。	既に保育を利用している子どもについて継続利用が必要な場合	短時間	出産後1年を経過する日の月末まで
その他	・虐待やDVのおそれがある場合 ・その他村長が認める場合	事由に応じて認定	必要な期間

4. 対象児

平成30年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれの幼児

5. 幼稚園の利用申請に必要な書類

※下記のほか、状況に応じて書類を提出いただく場合がありますのでご了承ください。

 提出書類をチェック☑してご確認ください。

<input type="checkbox"/>	① 給付認定申請書兼施設利用申込書	児童1人につき1枚必要
<input type="checkbox"/>	② 特別保育・土曜日保育を必要とする理由により①A～①Hのいずれかの書類 ※父・母それぞれ必要です。	
就労 育児 休業	①A 就労証明書	お勤めの方 →『就労証明書』へ必要事項を記入後、事業主に証明をもらい、提出してください。 <u>※雇われて農業の手伝い等に行っている方はこちらになります。</u> 上記以外の方（自営業、農業・漁業など） →『就労証明書』へ必要事項を記入後、地区民生委員の証明をもらい、提出してください。
疾病 障害	①B 診断書または手帳の写しなど	病名・障害の状態の分かるもの 様式は教育委員会にあります。
妊娠 出産 育児	①C 母子手帳等の写しなど	母の氏名・出産日や出産予定日の分かるページの写し
介護 看護	①D 介護・看護等の状況の分かるもの	地区民生委員の証明が必要な場合があります。
災害 復旧	①E 罹災証明	
求職	①F 求職活動に関する申立書	求職受付票または雇用保険受給者証の写しなど、求職活動を行っていることが分かる書類を添付してください。
就学	①G 在学証明書等の写し	
その他	①H 村長が必要とする書類	保育が必要であることが確認できるもの
<input type="checkbox"/>	③ アレルギー調査票	児童1人につき1枚必要

※複数のお子さんを申込みする場合、②の書類は各1部の提出でかまいません。

※特別保育(居残り保育)を希望しない場合は、②の書類は提出の必要はありません。

申請書提出の際に下記の物をご提示ください。

個人番号カードまたは、個人番号通知カード及び運転免許証等の身分証明書

6. 申込受付について

申込受付期間：令和5年11月6日（月）～12月6日（水）

提出先：芸西村教育委員会（芸西村生涯学習館2階）

7. 利用の決定について

幼稚園利用希望児童の書類を確認後、教育委員会にて承認を得たうえで1月末ごろに通知します。

特別保育の利用決定は、提出書類を精査し幼稚園で面接の後、教育委員会の承認を得たうえで決定となります。

幼稚園入園説明会にて説明の後、重要事項説明書に同意いただきますと最終決定となります。

入園説明会：令和6年2月7日(水) 午後2時から 場所：芸西幼稚園

※入園が決定した後、辞退される場合や申請内容に変更があった場合は速やかに教育委員会まで届け出てください。

8. 授業料・特別保育料について

※授業料は無料です。

※施設等利用給付認定を受けた場合、特別保育料は無料です。

9. その他

◎入所書類のうち就労（予定）証明書が締切日までに間に合わない方

内定通知書や合格通知書があれば、その写しを提出してください。

ない方については、申出書（様式は問いませんが保護者氏名、会社名、就労予定年月日、現在の状況を必ず書いてください。）を提出してください。

就労（予定）証明書が発行され次第、提出してください。入所日までに提出がない場合は、入所を取り消す場合があります。

◎求職活動をしている方

月に48時間以上の求職活動をしていることが条件となります。

3月末日までに就労先が決まっていない場合は、求職活動の状況を詳しくお伺いします。

◎雇用期間に定めのある方

特別保育を利用したい期間の就労証明が必要となります。

年度途中までの就労証明の場合は、その期間のみの認定になります。

令和6年3月31日までの就労証明書しか発行されない場合や、更新が見込まれる場合、新しくお勤め先が決まった場合は、決定した時点で就労証明書を再度提出してください。就労先が変更になった場合も、その都度新しい勤務先の就労証明書をご提出ください。

◎転入予定の方

申請書類一式を期限までにご提出ください。

「給付認定申請書兼施設利用申込書」の申請者の欄の住所については、転入前の住所の欄に現住所を記入してください。その他の書類については、証明日時点の住所で証明を受けてください。

10. 芸西幼稚園の概要

1 期間

- 1学期：4月8日～7月19日
- 2学期：9月1日～12月25日
- 3学期：1月8日～3月24日

※ 春・夏・冬休みは、特別保育を実施しています。

2 時間

通常	通常授業	午前8時30分～午後2時
	特別保育 (預かり保育)	午前7時30分～午前8時30分 午後2時～午後6時45分
夏期特別保育	通常	午前8時30分～午後2時
	延長部分	午前7時30分～午前8時30分 午後2時～午後6時45分
土曜日特別保育		午前8時00分～午後6時00分

3 特別保育・土曜日保育

- ・審査を経て決定されます。
- ・それぞれ申請書の提出が必要です。年度途中で特別保育・土曜日保育を希望される場合は教育委員会にお申し出ください。
- ・夏期特別保育は、月曜日から金曜日までの平日に実施します。
(日曜日、祝日、特別な休園日等は実施しません。)

4 必要経費(予定)

	金額	詳細
教材費	850円 /月	
P T A 会費	350円 /月	
給食費	無料	平成27年度より無料となっています。
おやつ代	100円 /日	特別保育(預かり保育)・夏休み特別保育の認定者のみ。月単位で徴収します。
アルバム積立	600円 /月	アルバム希望者対象です。